

大阪市港区ホームページバナー広告募集要項

港区役所では、民間企業等との協働により市の財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、港区のホームページにバナー広告枠を設け、次のとおり募集します。

1 媒体の概要

- (1) 港区内の施設案内や歴史、区役所からのお知らせやイベント案内など、区政情報のみならず、大阪市ホームページと連携を図り、大阪市の制度や手続きの案内など行政情報をわかりやすく提供しています。
- (2) 更新は随時行います。

2 募集ページ（掲載場所、掲載料金、アクセス数）

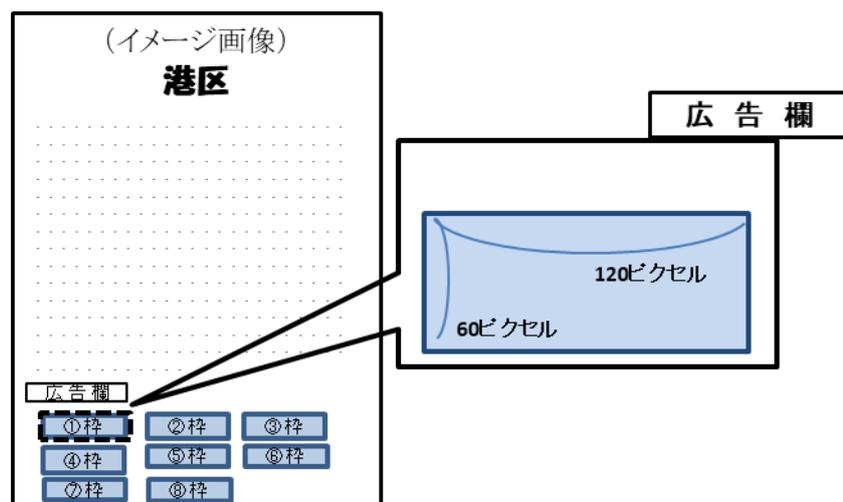
掲載場所	月額料金/1枠(税込)	月間アクセス件数
トップページ	5,000円	約4,900件※

※アクセス件数については令和7年1月～令和7年12月実績の平均です。

なお、月間アクセス数は参考であり、アクセス件数を保証するものではありません。

3 広告の規格

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) ファイル形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
- (3) データ容量 4KB以内



4 広告の募集

令和8年4月～令和9年3月の各月掲載分を募集します。

5 掲載の申し込み・取り下げ

- (1) 「大阪市港区ホームページバナー広告掲載申込書」を前々月 10 日(土・日・祝の閉庁日の場合はその前の開庁日)までに提出してください。
- (2) メンテナンス等によりホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含まれます。
- (3) 掲載希望月の前々月末日(土・日・祝及び 12 月 29 日の閉庁日の場合はその前の開庁日)までに、広告原稿を提出してください。
- (4) 同一広告主の掲載申込は、月 2 枠までとします。
- (5) バナー広告の掲載位置については指定できません。
- (6) 申込の取り下げは、掲載希望月の前月 10 日(土・日・祝の閉庁日の場合はその前の開庁日)までとします。

6 掲載の決定

- (1) 港区ホームページバナー広告掲載申込書の受理後、港区役所において審査を行い、掲載の可否を決定し通知します。なお、審査上必要と認めるときは、追加の資料を求めることがあります。
- (2) 審査の結果、適当と認めたときは、申込順で掲載します。

7 広告原稿の作成及び提出

- (1) 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成してください。
- (2) 広告原稿について、本区より校正の指示がある場合は、広告主は適切な理由がある場合を除き、本区の指示に従い速やかに対応してください。
- (3) 校正終了後、指定する期日までに広告原稿の完全データとキャンプ(出力見本)を港区役所まで提出してください。

8 広告掲載料金の支払

広告掲載料金は、大阪市が発行する納入通知書により、指定期日までに大阪市の指定金融機関に納付してください。

9 広告掲載料金の返還

徴収した広告掲載料金は還付できません。ただし、特段の理由があるときは、その全部または一部を還付します。

10 広告掲載の取消し

次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取消します。

- (1) 指定する期日までに広告料の納付がないとき
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (3) その他区長が必要と認めたとき

11 その他

- (1) 広告掲載の作成にあたり、広告主は「大阪市港区役所における広告掲載要領」及び「港区ホームページバナー広告表現ガイドライン」を厳守してください。
- (2) 内容について疑義が生じた場合は、その都度、港区役所と協議することとします。
- (3) 本募集要項に記載のない事項については、必要に応じ港区役所と広告主双方協議のうえ定めることとします。

12 問合せ先

大阪市港区役所 総務課（総合政策）

〒552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25

電話 06-6576-9683 Fax 06-6572-9511